会津若松市発注工事請負契約締結後における単価適用日変更の運用基準

平成27年3月30日決裁

この運用基準は、東日本大震災に伴う特定の資材価格や労務費が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での設計単価に差が生じる場合があることから、当初契約締結後(議決を要するものは本契約締結日)に単価適用日変更について協議する場合の必要事項を定めるものである。

1 対象工事

平成27年4月1日以降に契約(議決を要するものは本契約締結日)する工事。

2 基準日

基準日は当初契約締結日とする。

3 本運用基準に基づく請求

受注者は、本運用基準に基づく単価適用日の変更について協議を請求する場合は、当初契約締結日から30日以内に発注者に請求することができるものとする。

4 適用単価の変更

- (1) 受注者から単価適用日の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日における最新の設計単価資料(「土木事業単価表」、「建築関係事業単価表」及び「農林土木事業原単価表」)の設計単価に変更するものとする。ただし、見積り及び物価資料等により設定している設計単価については、変更の対象としないものとする。
- (2) 単価適用日変更についての協議は、原則として単価適用日の変更のみとし、契約数量、契約図面及び仕様書等の変更協議は別途行うこととする。

5 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。 変更後の請負代金額=P補正 × k

この式において、P補正及びkはそれぞれ次の額を表します。

P補正:基準日における直近の単価表により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

6 その他

この運用基準の適用は、東日本大震災の復旧・復興事業に伴い工事量が増加している当面の間とする。

7 適用日

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。